

京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日, 平成17年3月31日, 平成23年5月23日,

平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第8条第2項の規定による工事検査に係る成績評定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事特性 施工困難等の工事特性の対応をいう。
- (2) 創意工夫 工事の施行に関して行った創意工夫をいう。
- (3) 社会性等 工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮及び貢献等をいう。
- (4) 法令の非遵守 工事の施工にあたり、請負者が法令を遵守しなかったことをいう。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、検査職員、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、担当監督員は、京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条第3項の規定する工事について評定を行なう。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、適正かつ公正に行うものとする。
- 2 評定は、担当監督員が作成した施工プロセスチェックリストを基に、別表に掲げる考査項目及び細別の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる考査内容について行う。
 - 3 主任監督員は、創意工夫について評定の加算を行うことができる。ただし、主任監督員を置かない場合は、担当監督員が行うことができる。
 - 4 総括監督員は、工事特性、社会性等について評定の加算を行うことができる。
 - 5 総括監督員は、法令の非遵守について評定の減算を行うことができる。

(評定の対象)

第5条 評定は、検査を実施した時点で行う。

(完成検査調書)

第6条 完成検査調書には、項目別評定点及び評定点合計を記載するものとする。

附 則

この要領は、昭和56年10月から施行する。

附 則

この要領は、平成5年6月から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成17年3月31日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

別表（第4条第2項関係）

考查項目	細別	考查内容
施工体制	施工体制一般	施工体制，施工管理体制の評定
	配置技術者	現場代理人の職務の執行に関する評定 主任，監理技術者の技術的判断に関する評定
施工状況	施工管理	施工，品質及び出来形管理の適正さ及び効率に関する評定
	工程管理	工程管理の適正さに関する評定
	安全対策	安全管理の適正さに関する評定
	対外関係	対外調整，周辺環境対策等に対するの適正さに関する評定
出来形及び出来 ばえ	出来形	形状，寸法等が定められた条件との適合に関する評定
	品質	性能等の水準に関する評定
	出来ばえ	外観，仕上り及び細部の取合い等の評定
工事特性		施工困難等の工事特性の対応の有無
創意工夫		工事の施行に関して行った創意工夫の有 無
社会性等		工事の施工にともなって，地域社会や住民に対して行った配 慮及び貢献等の有無
法令の遵守		工事の施工にあたり，請負者が行った法令の非遵守の有無